

令和7年度 富田林市学童クラブの しおり



(お願い)

このしおりは、学童クラブのご利用にあたっての大切なお知らせですので

内容をよくお読みいただき、大切に保管してください。

－ 目 次 －

【学童クラブとは】	1
【学童クラブの概要】	1
1. 育成目標	
2. 利用要件	
3. 開設時間等	
4. 利用料等	2
【利用申込及び各種申請について】	3
1. 利用申込	
2. 各種変更申請	
3. 利用休止届	4
4. 利用辞退届	
【学童クラブ利用にあたって】	5
1. 「利用児童個人票」の提出	
2. 準備するもの	
3. お弁当について	
4. 学童クラブとの連絡	
5. 帰宅とお迎えについて	6
6. けがなどの対応	
7. 休業及び利用の制限	7
【一日の主な生活】	9
【こども育成課からのお願い】	11



【学童クラブとは】

富田林市では、小学校等に通う児童で放課後、保護者が就労等により昼間家庭にいない状況の児童に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、富田林市学童クラブ（以下「学童クラブ」といいます）を市立の全16小学校に開設しています。

【学童クラブの概要】

1. 育成目標

- 日常のあいさつ、きまりを守るなど、基本的な生活習慣の確立により子どもの健全な育成を図る。
- 遊びや集団生活の中で個々の役割を果たし、お互いを思いやる心、感動する心など豊かな感性を育てる。
- 主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上を図る。
- 子どもが自ら危険を回避できるような力が身に付くようにする。

2. 利用要件

学童クラブを利用することができる児童は、富田林市内に在住する小学生で、その保護者が就労等により昼間家庭にいない状態又はこれと同等の状態が月15日以上あり、かつ、その状態が継続する見込みがある人です。

※保護者が昼間家庭にいない状態又はこれと同等の状態とは…昼間に就労している、または求職活動等により、おおむね午後3時30分の時点で自宅に不在である状態や、疾病や負傷・産前産後または心身に障がい有し児童の養育が困難な状態

（ただし求職活動について最大2か月の利用期限となり、継続利用を希望される方は、それまでに他の就労等要件を満たしていただくこととなります。また、産前産後は利用できますが、育児休業中は利用できません。）

※学童クラブの利用については、継続利用をお願いしています。夏休み等長期休業期間中のみの利用など、短期間でのご利用は受付けておりません。

3. 開設時間等

＜開設期間＞ 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

＜開設時間＞ 月曜日～金曜日 放課後から午後7時00分

土曜日 午前8時30分～午後5時00分

長期休業日（土曜日は除く） 午前8時00分～午後7時00分

※帰宅時間等に関しましては、6ページ「帰宅とお迎えについて」をご確認ください。

＜休業日＞ 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

8月13日～15日、12月30日～翌年1月3日

その他市長が必要と認めるとき

4. 利用料等

<利用料> 月額 6,000 円（同一世帯で2人目以降 3,000 円）

<納入方法>

金融機関による口座振替でお願いします。振替日は毎月末日（当該日が金融機関の休業日の場合は、その翌日）です。

※月途中の利用開始又は辞退、無断での利用の休止又は辞退であっても当該月の利用料がかかります。

※「学童クラブ利用承認通知書」に記載されている承認期間の開始月から利用料がかかります。

※原則として、既納の利用料は還付できません。

※利用料を期日までに納付しなかった場合、保護者の申出に基づき、児童手当より利用料を徴収することがあります。

<傷害・賠償保険料>

1人当たりの保険料は、入会児童数・保険内容等により決定します。

※毎年5月中頃に保険料が決定します。決まり次第お知らせしますので、各学童クラブで直接お支払いください。（令和6年度実績額 年700円）

※年度途中の利用でも保険料は必要です。各学童クラブで直接お支払いください。

<おやつ代などの諸費> 各学童クラブによって異なります。

※保護者会で管理されている費用です。金額やお支払方法などについては、各学童クラブの保護者会にお問い合わせください。（月2,000～3,000円程度）

<減免申請>

下記の区分に該当するときは、利用料の減額又は免除（以下「減免」といいます）をすることができます。利用料の減免を受けようとするときは、別添の「学童クラブ利用料減免申請書」（様式第10号）に必要な事項を記入し、市に申請してください。

減免が承認されれば、申請を受け付けた月の利用料から減免を受けることができます。ただし、傷害・賠償保険料、おやつ代などの諸費は減免の対象とはなりません。

※前年度から継続で利用されている方で減免を希望される方も毎年度申請が必要です。

区 分	減免額
1) 児童の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）であるとき。	利用料の全額
2) 児童の属する世帯が当該年度分（4月から8月分については前年度分）の市民税非課税世帯であるとき。	利用料の全額
3) 児童の属する世帯が当該年度分（4月から8月分については前年度分）の市民税均等割の額のみ世帯であるとき。	利用料の半額
4) 児童の属する世帯が災害その他特別の理由により、利用料を納付することが困難であると市長が認めたとき。	利用料の全額 又は半額

区分2～3：市民税非課税世帯又は市民税均等割のみの世帯であるかの判定は、4月から8月までは前々年の所得状況、9月から翌年3月までは前年の所得状況により判断します。令和6年1月1日及び令和7年1月1日現在に本市にお住まいでない人は、判定に必要な年の市町村民税非課税証明書又は市町村民税均等割のみである証明書を当該市区町村役場で請求し、必ず添付してください。

区分4：罹災証明などの理由がわかるものが必要です。

【利用申込及び各種申請について】

1. 利用申込

<提出書類>

学童クラブを利用しようとするときは、下表の書類の提出していただき、承認を受ける必要があります。学童クラブの利用につきましては長期でのご利用をお願いしています。

必要書類	必要数
学童クラブ利用承認申請書（様式第1号）	児童1人につき1部
就労証明書	1世帯につき各1部（保護者ごとに必要です） 複数の職場がある場合は全て提出が必要です 個人事業主の方は、営業の事実が分かる書類（直近の確定申告書または営業証明書等の写し等）も必要です。
※疾病や親族の介護、出産、在学中等により 就労されていない方	医師の診断書や障害者手帳、母子手帳、学生証及びカリキュラム等の書類が必要です。 詳しくは、こども育成課にご相談ください。
学童クラブ児童問診票	児童1人につき1部
学童クラブ利用料減免申請書（様式第10号）	1世帯につき1部 該当者のみ。2ページの〈減免申請〉をご確認ください。

提出先：市役所こども育成課 4階（21番窓口） 金剛連絡所での受付はできません。

※前年度からの継続で利用を希望される方も、必ず毎年申請が必要ですのでご注意ください。

※申請書及び問診票などに記載頂いた内容は、申込時または電話等で確認させていただくことがあります。

児童への対応については、事前にこども育成課入所係へご相談ください。

<新年度受付>※郵送受付可

4月初日からの利用を希望されるときは、各年の新年度受付期間に必ず申し込みをしてください。上記の期間を過ぎてからのお申し込みは<随時受付>として取り扱います。また、郵送の場合、問診票については、児童の様子が分かるよう詳しく記載ください。（電話等で確認させていただくことがあります。不安なこと等ございましたら、窓口までご提出をお願いします）

<随時受付>※郵送受付不可

<新年度受付>以降に利用の希望が生じたときは、随時、受付をします。申請から利用開始までに2週間程度かかります。また、申し込みの学童クラブの利用状況により、利用開始がそれ以上に遅れることがあります。

2. 各種変更申請

児童の状況などが変わったときは、必要書類の提出をお願いします。各申請書類はこども育成課または各学童クラブに備えてあります。富田林市ホームページにも掲載しています。

アクセス トップページ⇒【カテゴリ】こどもを預けたい ⇒ 学童クラブ

<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/109/121076.html>



<申請事項の変更>

住所、電話番号、保護者や児童の氏名、就労状況等に変更が生じたときは、「学童クラブ申請記載事項変更届」（様式第4号）を提出してください。

3. 利用休止届

児童の病気などのやむを得ない理由により学童クラブを1ヶ月以上利用できないときは、「学童クラブ利用休止申請書」（様式第7号）を提出し、承認を受ける必要があります。

4. 利用辞退届

学童クラブを利用しなくなるときは、事前に「学童クラブ利用辞退届」（様式第6号）を学童クラブまたは市役所こども育成課に辞退される月の20日までに提出してください。辞退届を提出されない間は在籍扱いとなり、利用料が発生します。



【学童クラブ利用にあたって】

1. 「利用児童個人票」の提出

児童をお預かりするにあたって、アレルギーなどの健康面での注意点、緊急時等の連絡先などの児童に関わる情報をお知らせしていただく必要があります。「学童クラブ利用承認通知書」に同封する「利用児童個人票」に必要な事項を記入していただき、必ず利用を開始する日までに、学童クラブに提出してください。複数の職場がある場合は全て記載してください。また、緊急時は、基本的に職場への連絡となりますので連絡先を必ず記入してください。

※おやつや昼食会等もありますので、アレルギー対応については必ず指導員とご相談ください。

※「利用児童個人票」の内容に変更が生じたときは、もう一度、学童クラブに提出してください。

⇒軽微な変更の場合は、提出済みの個人票に追記していただいてもかまいません。

2. 準備するもの

お茶を飲むためのコップ、おやつ皿などは各学童クラブで用意していますが、着替え、学童用の置き傘、タオルなども必要となりますので、指導員にご確認ください。

また、持ち物には、必ず名前を書いてください。

3. お弁当について

土曜日、学校長期休業日、振替休日、短縮授業日など給食のない日は、特に学童クラブから指示がない限り、お弁当を持参していただく必要があります。食品は十分に加熱し、生ものや前日の食品は避けるなど各家庭において食中毒の予防に努めてください。

また、気象状況による学校の短縮等（7ページ）で、給食がない日も、学童クラブを利用する児童についてはお弁当が必要になります。忘れた場合、学童クラブではご用意できません。保護者に連絡しますので届けてください。

4. 学童クラブとの連絡

<連絡ノート>

利用開始に合わせて、保護者との連絡用としてノートを個々に配布しますので、毎日児童のカバンに入れて提出させてください。これは、日々の様子を記入するものではなく、あくまで特記事項があった場合に使用するものです。また、日常活動で気になることなどがあれば、この連絡ノートを活用し、学童クラブと意思疎通を図ってください。忘れた場合は職場へ連絡し、帰宅時間等を確認させていただきます。

<おたよりなど>

各学童クラブでは、定期的に児童の様子や季節ごとの行事、学童クラブからのお願い事などを記載した「おたより」を配布していますので、必ずお読みください。

<電話連絡>

各学童クラブには携帯電話を備えています。ただし、活動時間内の電話連絡は、必要最小限にしてください。また、学童クラブから保護者への携帯電話の発信も必要最小限にさせていただきます。

※留守番電話はありますが、開設時間中にお迎え変更等の連絡を入れても確認できませんので、つながるまで連絡をお願いします。

※複数クラスのある学童クラブのA学童クラブ及び単数学童クラブに固定電話・FAXを備えています。

<メール連絡>

メールアドレスを登録された保護者へ緊急時等に一齐メールを送付していますので、「学童クラブ承認通知書」に同封する「一齐メール連絡に係る保護者のメールアドレスの登録方法」のとおり登録をお願いします。

※メールアドレスはこども育成課で管理しています。

※一齐メール送信のみの活用ですので、個別の問い合わせや欠席連絡などは送信しないでください。

5. 帰宅とお迎えについて

児童の帰宅については、地区別の集団帰宅と保護者によるお迎えの2つの方法があり、原則として、児童一人で帰宅させることはできません。（地区別の集団帰宅でも方面によっては一人で帰宅することがあります）日常の帰宅の方法については、事前に「利用児童個人票」に記載し、特別な事情があるときは、連絡ノート又は電話・FAXにて学童クラブにお伝えください。また、児童に帰宅方法や帰宅経路について各家庭でも十分に説明しておいてください。

<地区別の集団帰宅>

午後5時前に、地区やマンションなどの方面別に集団で帰宅するように指導します。同じ方面に帰宅する児童がいない場合で、一人で帰宅が必要となったときは、学童クラブから保護者へお迎えを要請することがあります。

※バスで通学の小学校は、バスの時刻表が午後5時を過ぎる場合は、午後5時より前の一番遅いバスを利用して帰宅します。バスの時刻表を必ずご確認ください。

<保護者によるお迎え>

必ず開設時間の午後7時まで（土曜日は午後5時まで）に学童クラブ室までお迎えに来てください。開設時間内にお迎えに来られない場合は、ファミリー・サポート・センター※を利用するなど、各保護者で対応をお願いします。土曜日については午後5時までとなっておりますので、帰宅していただく場合もあります。なお、午後5時以降に帰宅する場合や、指導員からのお迎えの要請があったときは、保護者等によるお迎えが必要となります。緊急時の連絡先を各学童クラブにお知らせください。

※ファミリー・サポート・センターとは、子育ての援助をしてほしい人と援助をしたい人が会員となり、子育ての相互活動を行う組織です。詳しくは市役所こども政策課にお問い合わせください。

6. けがなどの対応

<利用中に発生したけがや病気の対応>

児童の安全には十分に配慮していますが、万が一のけがや急な病気などで応急処置や医療機関への受診が必要となったときは、学童クラブで対応します。ただし、同時に保護者へも連絡します。また、2回目以降の通院や看護は保護者が行ってください。

<薬の服用>

原則、薬の預かりはしていません。ご家庭において、できるだけ朝・夕の服用等をお願いします。ただし、医師の処方薬において、大人の管理・服用指示等が必要な場合は、薬持参証明書（預ける期間中は毎日提出）と薬の説明が記載された情報提供書（預ける初回）を提出し、薬を預けてください。（※飲み薬は、1回分で持参ください。目薬・塗り薬等は毎日持ち帰ります。）また学童クラブで管理（服用したかどうか等）はしませんが、児童本人が管理・自身で服用する場合は持参いただいてもかまいません。（医師の判断において常時預かりが必要な薬につきましては、こども育成課入所係にご相談ください）

<感染の予防>

「アタマジラミ」、「水いぼ」、「とびひ」などで利用ができなくなることはありませんが、他の児童にうつる恐れもあるので、通院等の対応をしていただき、感染した場合は必ず指導員に伝えてください。また、保護者の責任において感染の予防に努めてください。

「水いぼ」や「とびひ」は化膿していた場合は患部をおおうなどしてください。

7. 休業及び利用の制限

<台風・大雨時の休業について>

富田林市の気象予報の暴風警報・大雨警報・洪水警報及び特別警報が発表されれば、下記の基準に従い学童クラブは休業します。また、開設中でも気象状況等により、開設が困難であると判断したときは、保護者と連絡を取りながら臨時休業とすることもあります。

また、警報の発表が予想されるときは児童が帰宅するのか、学童クラブに行くのか、事前に児童に説明し、自宅のカギを持たせておくなどの準備をしておいてください。

午後5時までの児童だけで帰宅するとき、警報が発表されていなくても雷や大雨時には保護者に連絡を取り、どのように児童を帰宅させるかご相談させていただく場合があります。

▼ 学校開校日

状 況 等	登校前に臨時休校の場合		登校後に臨時休校の場合
	正午現在、 警報発表	正午現在、 警報解除	
開設等の 決 定	休 業	午後1時から 開 設	一時的に開設（※）
確認方法	気象ニュース等で確認		給食が停止になる場合もありますので、学校側の取り扱い文書を参照してください。
児 童	利用 できません。	通学路が安全で支障のない場合は利用できます。	「利用児童個人票」の回答に従って帰宅又は学童クラブで待機（開設までは学校で待機）となります。（お迎えに来てください）

▼ 学校休校日（土曜日、振替休校日、夏休み等）

状況等	午前7時 現在 警報発表	午前8時 までに 警報が解除	午前8時 現在 警報発表	正午までに 警報が解除	正午も 引き続き 警報発表	開設中に 警報が発表 された場合
開設等の 決 定	午前9時まで 休業	午前9時から 開設	午後1時 まで 休業	午後1時 から 開設	休 業	一時的に 開設（※）
確認方法	気象ニュース等で確認					
児 童	開設まで 自宅待機	通学路が安全で支障のない場合は利用できます。	開設まで 自宅待機	通学路が安全で支障のない場合は利用できます。	利用 できません	学童クラブで待機 （お迎えに来て ください）

※「一時的に開設」とは、その時点で学童クラブにいる児童を待機させて、保護者等にお迎えの要請等の連絡をすることを言います。ただし、警報発表時の気象状況は刻々と変化しますので、学童クラブからの連絡の有無に関わらず、待機している児童の保護者は速やかにお迎えに来てください。原則、児童だけの帰宅はできません。

※指導員の安全確保の理由から、午後7時までに学童クラブを完全休業した場合、連絡が取れないことがありますのでご了承ください。

<感染症などの対応>

インフルエンザや新型コロナウイルスなどの学校感染症で学校が閉鎖（臨時休校）されたときは、学童クラブは下記の対応となります。

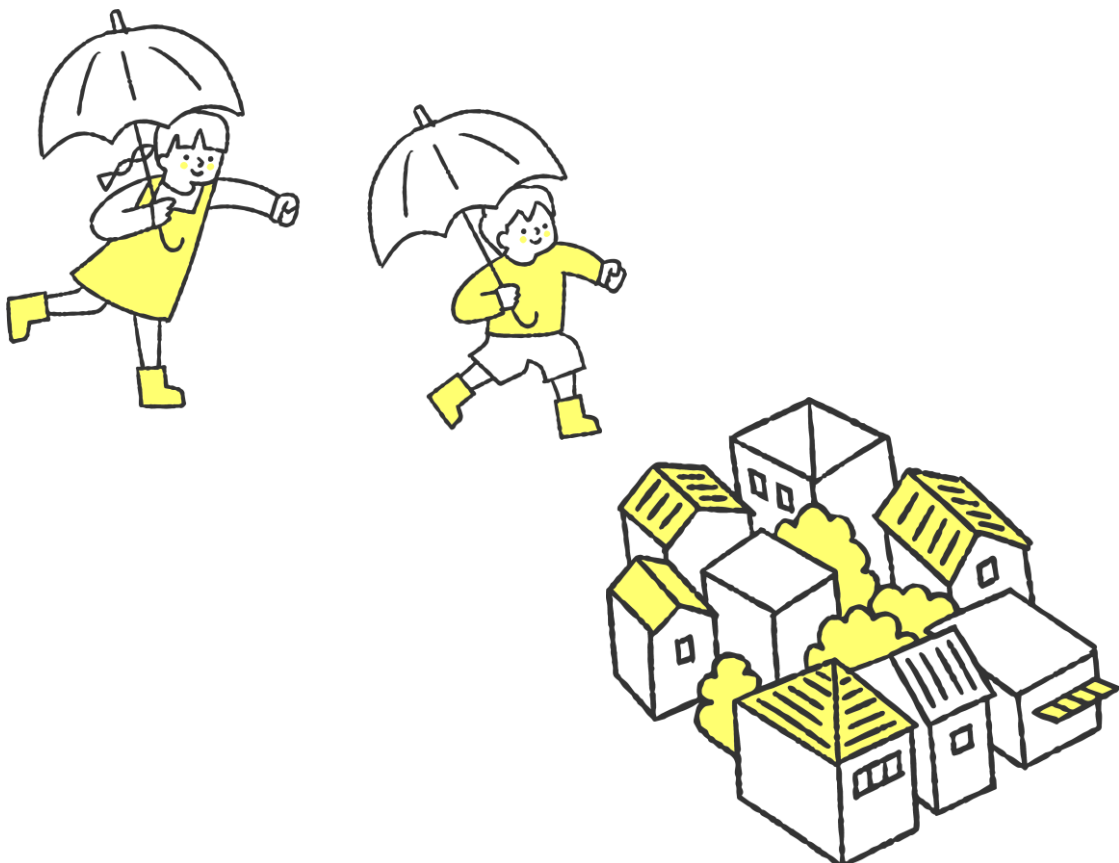
学校の判断	学校閉鎖	学年・学級閉鎖	出席停止
開設等の決定	休業	開設	開設
確認方法	学校からの通知を参照してください。		
児童	利用できません	当該学年・学級の児童は利用できません	当該児童は利用できません

※土曜日、夏休みなどの学校休業日の対応は学校の判断基準に準じます。

<地震発生時の対応>

学童保育中に地震が発生した場合は、各学童クラブに配備した「地震発生時対応マニュアル」に基づき対応します。

学童保育時間外に地震が発生し、学童クラブ施設に被害が出た場合の学童クラブの運営状況については市・ウェブサイトや一斉メール等を通じてお知らせします。



【一日の主な生活】

季節や各学童クラブでも少し変わりますが、一日の主な活動の流れは下記の表のとおりです。

また、それ以外にも季節ごとに誕生日会やお楽しみ会などの楽しいイベントや、ご家族の人へのプレゼントづくりの工作など、盛りだくさんの企画をしますので、楽しみにしてください。

(平日)

午後1時00分～ 午後3時00分	学校が終了後、学童クラブへ行く。 指導員に連絡帳を提出する。 宿題や自習をする。終われば、室内でみんな遊びや自由遊びをする。
午後3時00分～ 午後3時30分	おやつ（グループ別）
午後3時30分～ 午後4時30分	ドッジボール、サッカー、虫とりなどの外遊びや、けん玉、読書などの室内遊びをする。
午後5時00分	地区ごとで帰宅する。
午後5時00分～ 午後7時00分	保護者のお迎えにより帰宅する。

(土曜日)

午前8時30分～ 午前10時00分	家から、学童クラブへ行く。 指導員に連絡帳を提出する。
午前10時00分～ 正午	休みの宿題や自習をする。 終われば、室内でみんな遊びや自由遊び、工作などをする。
正午～ 午後1時00分	昼食
午後1時00分～ 午後3時00分	ドッジボール、サッカー、虫とりなどの外遊びや、けん玉、読書などの室内遊びをする。（暑い日は、室内遊びや室内で休息）
午後3時00分～ 午後3時30分	おやつ（グループ別）
午後3時30分～ 午後4時30分	ドッジボール、サッカー、虫とりなどの外遊びや、けん玉、読書などの室内遊びをする。
午後5時00分	地区ごとで帰宅する。

(長期休業日)

午前8時00分～	家から、学童クラブへ行く。 指導員に連絡帳を提出する。
午前9時30分～	みんな遊び(室外) ドッジボールなど。 自由遊び(室内) けん玉など。
午前10時30分～	入室・休息
午前11時00分～	勉強(宿題・自習)
正午～ 午後1時00分	昼食
午後1時00分～ 午後3時00分	休息・読書
午後3時00分～ 午後3時30分	おやつ(グループ別)
午後3時30分～ 午後4時30分	ドッジボール、サッカー、虫とりなどの外遊びや、けん玉、読書などの室内遊びをする。
午後5時00分	地区ごとで帰宅する。
午後5時00分～ 午後7時00分	保護者のお迎えにより帰宅する。



【こども育成課からのお願い】※必ずお読みください。

○他の児童の育成の妨げになるなど、学童クラブの運営に著しく困難をきたしたときは、利用を辞退していただくことがあります。

○適正な運営を図るため、必要な時間帯のみご利用ください。また、利用に際しては、利用時間を守ってください。利用時間を度々守っていただけない場合は、利用を制限させていただくこともあります。

○早退する場合または欠席する場合は、必ず保護者が事前に連絡してください。事前にわかっている時は連絡帳で、急な場合は電話・FAXでご連絡ください。

○安全面・出欠管理の問題から、学童クラブでは一時外出を認めていません。

また、同様の理由等で、塾や習い事等に行ってから利用や、途中退出してから再びの利用をすることはできません。放課後デイサービスを併用される場合は、ご相談ください。

○通院での保護者の送迎がある場合は、遅れての入室・途中入退出ができます。

○必要のない物は持たせないでください。（お金・玩具・お菓子・携帯電話など）

・防犯用に携帯電話を持たせている場合、必要な時以外は取り出さないように指導していただき、管理責任は保護者でお願いします。また、登下校時は携帯電話を安全な場所に固定していただき、携帯電話を触りながら歩くことがないように、ご家庭で指導をお願いします。

○毎日の活動の中に宿題をする時間を組み込んでいます。指導員から「宿題をしましょう」などの声掛けはしますが、教科の内容について教えることはできません。

また、宿題を最後までしていないこともありますので、各家庭での確認をお願いします。

○「学童クラブ児童問診票」に記載いただいた内容や、個別の発達や疾病に関する相談や、薬の預かり（座薬やエピペン等）につきましても、申し込み時（入会前）にこども育成課にお申し出ください。（各学童クラブで判断はいたしません。）

○次にかかげる事項に該当する場合は、利用を辞退していただきます。

- ・虚偽の申請をした場合、または虚偽の申請が発覚した場合
- ・就労等の状況の変更などにより、利用要件を満たさなくなった場合（産前・産後休暇中は利用できますが、育児休業中は利用できません）
- ・利用料等の滞納が著しく催告にも応じない場合
- ・無断で長期欠席をした場合
- ・利用時間を守っていただけない場合
- ・学童クラブの運営に困難、支障をきたす場合 等



令和7年度学童クラブ利用承認申請書

受付印

ふりがな		とみた いちろう		生年月日	〇〇年 5月 10日	
児 童 名		富 田 一 郎				
学 年		1 年	性 別	男・女	在籍学校名	富田林市立 〇〇 小学校
保護者氏名	保 護 者 1	ふりがな とみた たろう		保 護 者 2	ふりがな とみた はなこ	
		富 田 太 郎			富 田 花 子	
		携 帯 080-〇〇〇〇-▲▲▲▲			携 帯 090-□□□□-●●●●	
氏 名		続柄	年齢	職 業		
本人以外の同居家族	富 田 太 郎		父	35	会社員	
	富 田 花 子		母	30	アルバイト	
	富 田 幸 子		妹	4	保育園児	
	富 田 学		祖父	63	会社役員	
※児童以外の同居の家族全員について記入してください。						
児童の心身健康状態（いずれかに ☒ チェックをしてください。その他の場合は〔 〕に内容を記入してください。） ☐ 健康 ☒ その他（アレルギー・喘息・疾患 等） 〔 喘息、てんかん、卵・牛乳・犬・そばアレルギー						
児童の障がい等（いずれかに ☒ チェックをしてください。） ☐ 特になし ☐ 障害者手帳（種別： ） ☐ 療育手帳（種別： ） ☐ 特別児童扶養手当受給 ☒ 支援学級在籍 ☐ その他（ ）						
富田林市長 様 上記のとおり学童クラブの利用を申請します。なお、上記の児童について貴職が学童クラブの利用の審査を行う上で必要な事項について調査を行うことに同意します。 〇〇 年 10月 5日 住 所 〒584-0033 富田林市 富田林町〇番△号 保護者氏名 富 田 太 郎 電 話 番 号 0721-25-0000						

児童の心身健康状態・障がい等
につきましては、「児童健康問診
票」に詳しく書き、提出の際に
入所係にお知らせください。

就労証明書

富田林市長 宛

記入例

- ◎保護者ごとに1部ずつ提出してください。
◎会社員や公務員の方など被雇用者の方は、証明書の記入を雇用主に依頼してください。
◎個人事業主の方は、ご自身で記入してください。また、営業の事実が分かる書類(直近の確定申告書や営業証明書の写し等)も必要です。
◎就労先が複数ある場合は、すべての就労先の証明書が必要です。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

証明日	西暦	年	10	月	1	日
事業所名	株式会社 ○○○○					
代表者名	取締役社長 ○○○○					
所在地	〇〇市〇〇町1番1号					
電話番号	****	—	**	—	****	
担当者名	〇〇 〇〇					
記載者連絡先	****	—	**	—	****	

No.	項目	記載欄																								
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☒ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																								
2	フリガナ 本人氏名	トミタ タロウ 富田 太郎 生年月日 1989 年 1 月 1 日																								
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2020 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日																								
4	本人就労先事業所	名称 ○○○○ 大阪支店 住所 ○〇市〇〇町3-3																								
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																								
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table><tr><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝日</td><td>合計 時間</td><td>月間 180 時間</td><td>分 (うち休憩時間 1200 分)</td></tr><tr><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 9 時 0 分 ~ 18 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間 180 時間	分 (うち休憩時間 1200 分)	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐					
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間 180 時間	分 (うち休憩時間 1200 分)																
☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐																			
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																								
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	<table><tr><td>年月</td><td>2024 年 7 月</td><td>年月</td><td>2024 年 8 月</td><td>年月</td><td>2024 年 9 月</td></tr><tr><td>20 日/月</td><td>180 時間/月</td><td>20 日/月</td><td>180 時間/月</td><td>20 日/月</td><td>180 時間/月</td></tr></table>	年月	2024 年 7 月	年月	2024 年 8 月	年月	2024 年 9 月	20 日/月	180 時間/月	20 日/月	180 時間/月	20 日/月	180 時間/月												
年月	2024 年 7 月	年月	2024 年 8 月	年月	2024 年 9 月																					
20 日/月	180 時間/月	20 日/月	180 時間/月	20 日/月	180 時間/月																					
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																								
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																								
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																								
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日																								
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																								
13	保育士等としての勤務実 態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無																								
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																								
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																								
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																								
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日																								
18	備考欄	“〇〇”は小学校名																								
19	保護者記載欄	<table><tr><td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td>☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)</td></tr><tr><td>富田 一郎</td><td>年 5 月 10 日</td><td>〇〇学童クラブ</td><td></td></tr><tr><td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td>☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr><tr><td>富田 幸子</td><td>年 4 月 10 日</td><td>△△保育園</td><td></td></tr><tr><td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr><tr><td></td><td>年 月 日</td><td></td><td></td></tr></table>	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)	富田 一郎	年 5 月 10 日	〇〇学童クラブ		児童名	生年月日	施設名	☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)	富田 幸子	年 4 月 10 日	△△保育園		児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日		
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)																							
富田 一郎	年 5 月 10 日	〇〇学童クラブ																								
児童名	生年月日	施設名	☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																							
富田 幸子	年 4 月 10 日	△△保育園																								
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																							
	年 月 日																									

学童クラブ児童問診票

記入例

※記入していただいた内容は、審査に影響するものではありません。

※児童への支援の参考のため、必要に応じて問合せをさせていただくことがあります。

記入日 ○○年 10月 5 日

児童氏名	富 田 一 郎	学年	1 年	小学校名	富田林市立 ○○ 小学校
※（新1年生のみ記入）卒園した保育園・幼稚園・認定こども園等		☐ なし ☒ あり（ ○○ <u>保育園</u> ・幼稚園・認定こども園）			
該当の ☐ にチェック✓		詳細を記入			
1	着替え、食事、排泄等で 気になることはありますか？ 例）食べこぼしが多い、 トイレでうまく拭くことができない 等	☒ あり ☐ なし	トイレでうまく拭くことができません。入会時に相談します。		
2	お子さんが、集団生活する中で気になることはありますか？ 例）友達とうまく遊べないじ っとしてられない 等	☒ あり ☐ なし	集団行動中にじっとしてられないことがあります。保育園では、加配の保育士の先生がついてくださったり、再度指示をしてもらっていました。		
3	支援学級に通う予定がありますか？ または通っていますか？	☒ あり ☐ なし	教科（ 国語・算数 ）学級名（ ○○学級 ） 障がい等はありませんが、授業についていけるか心配なため在籍		
4	今まで療育機関に通ったり 相談したことはありますか？ 例）市立保健センター チューリップ教室 児童発達支援事業所 など	☒ あり ☐ なし	つながるファイル ☒ あり ☐ なし ※ありの場合、つながるファイルを保有している学校・保育園等と情報共有させていただく場合がありますので、ご了承をお願いします。 どこに（ 児童発達支援○○ ） いつから（令和4年 4月頃から） いつまで（ 年 月頃まで ☒ 継続中 ） 相談内容 （ 発達について ）		
5	これから療育機関を利用する予定はありますか？ 例）放課後等デイサービス事業所 など	☒ あり ☐ なし	どこに（ 放課後等デイサービス○○ ） いつから（令和7年 4月頃から） 学童との併用 ☒ する ☐ しない ※併用する場合 ⇒ 相談内容・療育機関を利用する日程 （ 毎週月曜日に運動療育に通う予定です。 ）		
6	喘息はありますか？	☒ あり ☐ なし	発症時の症状 （ 症状が悪化すると呼吸がゼーゼーとなります。 ） 発症時の対応 （ 喘息発作が起こった場合は、吸入器を使用します。 吸入薬は学校に預ける予定です。 ） 最近いつ症状が起こりましたか？ （ 令和6年4月頃 ） 発症の要因になりやすい注意点等 （ 夜や早朝に発作が起こりやすくなります。 ） かかりつけ医 （ ○○医院 TEL：0721-○○-○○○○ ）		

裏面も必ず記入してください。

令和7年度学童クラブ利用料減免申請書 受付印

保護者氏名	ふりがな とみた たろう 富田 太郎 (生年月日 ○△年 □月 ×日)	利 用 児童数	1 名
対象児童名	(氏名) とみた いちろう 富田 一郎	(氏名)	(氏名)
現在の利用料	6,000 円		
減免の理由 (いずれかに☑チェック して下さい)	☐ 生活保護世帯 ☒ 市民税非課税又は市民税均等割の額のための世帯 ☐ 災害その他の事情（内容を詳しく記入） ()		
富田林市長 様 上記のとおり富田林市学童クラブ利用料の減免を申請します。なお、貴職が減免について必要な事項を調査することに同意します。 ○○ 年 10月 5日 住 所 〒584-0033 富田林市 富田林町○番△号 保護者氏名 富田 太郎 電 話 番 号 0721-25-0000			

	処理	室長	課長	課長代理	係長	主査	係
第1回起案 年 月 日	決定						
第1回決裁 年 月 日	却下						
第2回起案 年 月 日	決定						
第2回決裁 年 月 日	却下						

○富田林市 学童クラブの電話番号一覧

No	学童クラブ名	携帯電話	固定電話・FAX
1	寺池台A学童クラブ	080-4150-4428	0721-29-0785
2	寺池台B学童クラブ	080-4130-5282	—
3	寺池台C学童クラブ	080-3343-5692	—
4	久野喜台A学童クラブ	080-3485-4432	0721-29-0191
5	久野喜台B学童クラブ	080-3527-6711	—
6	久野喜台C学童クラブ	080-7236-5883	—
7	伏山台学童クラブ	090-6502-0441	0721-29-7967
8	高辺台A学童クラブ	080-3528-7334	0721-28-5348
9	高辺台B学童クラブ	080-4357-6954	—
10	向陽台A学童クラブ	080-3406-7232	0721-29-7984
11	向陽台B学童クラブ	080-4147-4598	—
12	向陽台C学童クラブ	070-3392-1958	—
13	藤沢台A学童クラブ	080-4149-6711	0721-29-7788
14	藤沢台B学童クラブ	080-3913-2783	—
15	小金台A学童クラブ	080-3938-6249	0721-29-4774
16	小金台B学童クラブ	080-3359-5591	—
17	小金台C学童クラブ	080-3439-6243	—
18	新堂A学童クラブ	080-4062-3084	0721-25-1622
19	新堂B学童クラブ	080-3578-5238	—
20	大伴学童クラブ	080-3717-8193	0721-25-1612
21	喜志A学童クラブ	080-4062-4350	0721-25-9199
22	喜志B学童クラブ	080-3934-1338	—
23	喜志西A学童クラブ	080-3486-6711	0721-25-9643
24	喜志西B学童クラブ	080-3725-8126	—
25	東条学童クラブ	080-3718-4940	0721-35-4475
26	彼方学童クラブ	090-6030-1951	0721-34-3144
27	富田林A学童クラブ	080-3731-9024	0721-24-0377
28	富田林B学童クラブ	090-9685-7547	—
29	錦郡A学童クラブ	080-3503-7092	0721-24-4603
30	錦郡B学童クラブ	080-3713-8401	—
31	川西A学童クラブ	080-4327-4650	0721-24-3047
32	川西B学童クラブ	080-3317-9299	—

◆FAXはA学童クラブへお願いいたします。

◆児童数や施設の状況により、学童クラブを分割、または統合することがあります。

学童クラブに関するお問い合わせ先

富田林市こども未来部 こども育成課(②番窓口) 市役所4階

電話:0721-25-1000(内線292・293・294)

FAX:0721-24-8976

HP:<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/109/121076.html>

